

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-1	<p>地域の住民の視点が欠如している。</p> <p>例えば、私の居住する腰越地区の新興住宅地では、並べて、高齢化が進展し、空き家が目立っています。その一方で、自治会によってばらつきがあり、ひとくくりで、少子高齢化の進展と片づけずに、その理由を分析する必要があると思考します。</p>	<p>原案は、地域の住民の視点が欠如している。</p> <p>私の住む腰越地区の新興住宅地では、高齢化の進行、空き家が目立っており、その理由を分析する必要があると考える。</p>	<p>今回の見直しにあたり、公募市民等による「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会」の設置、「鎌倉市都市マスタープラン見直しワークショップ」の開催を通して、市民意見の収集に努めてきました。</p> <p>また、「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会」では、市内の高齢化の進行を背景に、交通の不便地域であることや空き家の利活用の手法が限られることなどが高齢化・空き家の増加の原因の一端であるとの知見が得られました。</p> <p>ご意見にありますように、まちづくりには『地域の住民の視点』が重要と考えているため、原案では、「第Ⅱ章 都市マスタープランの基本方針」に示した「地区まちづくりモデル」を活用し、各地区の特性に応じた具体的なまちづくり計画を協議・立案し、地区まちづくりを推進していくこととしています。</p>	第Ⅰ章 都市マスタープランの前提	2
P-2	<p>「第Ⅰ章 都市マスタープランの前提 2. 都市マスタープランの考え方と構成 2)考え方」に以下の記述があるが、分かり難く、もう少し丁寧な記述を求めます。</p> <p>「鎌倉市都市マスタープランは、本市の独自性を示しつつ、独創的なもの、分かりやすい計画となることを目指し、確定した計画で無く、市民参加の素材として、永久に終わることの無い計画、動いていく計画とすることを基本的な考え方とします。」（?????です。）</p>	<p>「2.都市マスタープランの考え方と構成 2)考え方」の記述が分かりにくいとため、もう少し丁寧な文章として欲しい。</p>	<p>ご意見を考慮し、文章の修正を行います。★</p> <p>都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法に位置づけられており、本市の独自性を示しつつ、独創的かつ分かりやすい計画となることを目指しています。</p> <p>また、「鎌倉市まちづくり条例」において、まちづくりは市民の参画によって行うこととしており、市民参加の素材とすることを目指しています。</p> <p>更に、「鎌倉市都市マスタープラン」は、長期的な視野に立った計画として位置づけていますが、社会情勢の変化、法改正等に柔軟に対応するとともに、計画の着実な実現を図るため、概ね5年ごとに、内容および達成状況について評価・検討し、必要に応じて見直しを行うこととしています。</p> <p>そのため、確定した計画で無く、永久に終わることの無い計画、動いていく計画とすることを基本的な考え方」としています。</p>	第Ⅰ章 都市マスタープランの前提	3
P-3	<p>マスタープランには市民に分り易いキャッチフレーズが必要。例えば「鎌倉は世界に誇れるトイレがきれいに整備された観光都市」「日本一子育てがし易い都市」</p>	<p>都市マスタープランには、市民に分りやすいキャッチフレーズを用いるべきである。</p>	<p>ご意見にありますように、市民の皆様に分かりやすい表現となるように、基本理念を「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」としてしています。</p>	第Ⅱ章 都市マスタープランの基本方針	2

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-4	<p>鎌倉市全体のビジョンを明確にしてほしいと思います。現在、市はぶつ切り状態に見えます。三つの地区を共通性のない町にすることで「古都鎌倉」を窮屈な観光地にしています。「鎌倉市」という名を掲げるのであれば、共通の「歴史感」や「自然」と「景観」を統一的に演出し、テーマパーク的な意識をもってまちを創造することを提案します。</p> <p>鎌倉地区をメインにし、至るところを生活商業地域化することで、鎌倉の持つ独特な美しさが失われているように考えられます。マンションや区割りした分譲住宅、住人の受け入れに対して友好的な鎌倉市ですが、この先住宅問題の対応はもっと難しくなるのではないのでしょうか？</p> <p>イギリスでは新築が建てられる個数を限定しているそうです。古民家を活かすというのは「鎌倉らしさ」と位置付けるのであれば、新築については十分にバランスを考えることは必要かと思います。経済(民間企業)を優先しては住民に愛着が生まれる土地にはならないと思います。</p> <p>自然、歴史、観光、教育、子育て、人口、高齢化対策、どの市でも同じ問題を抱えているのです。他市で取り組む http://www.swc.jp/ のアイデアを市全体に取り入れるなど、一部の特定のエリアではなく、市全体が一体となってつながりを持ち、それぞれの街がフラクタルな生活スタイルや景観や自然環境を楽しめる場所を創造していただきたいと思います。それでいて、3地区がそれぞれ繋がりを実感できる共通項を持つようなマスタープランで「鎌倉らしさ」が市全体の市民の生活と観光に役立つプランにしていきたいと思います。観光だけに頼らない持続可能な街づくりのため、三つの地域の生活人口がスムーズに流動できる動線と目的地となる場所づくりができる土地利用への誘導が可能ではないかと考えます。</p> <p>道路や公共施設の配置、人工植木群は空間によって街の風貌をありきたりなものに変え、人々が集まる場所を失うケースも多いです。街のあり方、観光地のあり方、人々の住居地のあり方をぶつ切りにせず、禅で大切にされている「円」と「縁」を基調にした街づくりを提案します。行ったことはありませんが、フィレンツェはどこへ行っても美術館のようだといいいます。鎌倉の代名詞が「鎌倉地区」だけのものでなく、「大船」「深沢」にも通用するような市にしたいです。</p>	<p>市全域で共通の「歴史感」や「自然」と「景観」を統一的に演出するなど、鎌倉市全体のビジョンを明確にして欲しい。</p> <p>他市で取り組む『スマートウェルネスシティ』の構想を鎌倉市でも取り入れるなどして、観光だけに頼らない持続可能なまちづくりのために、「鎌倉」「大船」「深沢」の3つの地域が街のあり方、住居地のあり方をぶつ切りに考えず、つながりをもった街づくりを提案して欲しい。</p>	<p>ご意見にあります鎌倉市全体のビジョンについては、「第II章 都市マスタープランの基本方針」の中で、基本理念を「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」として上で、6つの基本目標として示しています。</p> <p>鎌倉市の市街地は、緑により分節化され、丘陵－谷戸－市街地という地形構造となっています。分節化された市街地を生活単位として必要な機能を備え、市街地間や拠点間を結ぶ交通ネットワークを充実することや、拠点とゾーンの考え方から整備を進めることにより、分節化された市街地構造を維持しつつ、安全で活力のある都市空間の形成を進めていくこととしています。</p> <p>なお、これらを「図 将来都市構造図」としてお示ししています。</p>	第II章 都市マスタープランの基本方針	2
P-5	<p>私は、広町緑地の開発反対運動の発祥の自治会に居住しており、長年の市民活動の成果が実を結び、この4月に都市公園(都市林)として、無事、開園しました。この緑地の維持管理については、鎌倉市民のみならず、近隣の藤沢、横浜の住民も参加し、取り組んでいます。行政の地区割を越えた市民の取り組みの必要性などについても、取り上げることを希望します。</p>	<p>広町緑地の維持管理については、鎌倉市民のみならず、近隣の藤沢、横浜の住民も参加し、取り組んでいるため、行政の地区割を越えた市民の取り組みの必要性などについても、取り上げることを要望する。</p>	<p>ご意見のとおり、緑地の維持管理については、様々な主体が連携し、進めていくことが重要と考えています。</p> <p>原案では、「第III章 部門別方針 2. 自然環境の保全・回復の方針」の具体的な方針の中で、自然環境の適切な状態での維持については、関係する自治体と、地域住民、NPO・ボランティア、企業等の多様な主体が効果的に連携することによって緑地管理を進める仕組みづくりを確立する方針を記載しています。</p>	第III章 2.自然環境の保全・回復の方針	2
P-6	<p>道路の整備や住宅(マンション、福祉施設)建築に関しては必ず「生物多様性」の観点を鎌倉市独自の法整備をし、土地の面積に対する容積率についても「鎌倉規格」を作りゆとりある風景を作る(例)国道県道市道私道などすべて整備する際「景観」「小動物の道」「温暖化対策素材」「安全」などを含めた道づくりをする。開発できる土地が狭い上に、いろいろな機能を取り入れるのは市全体のバランスを崩し、鎌倉地区の観光の中心部分を支えるための裏方的なイメージがあります。裏方には裏方のメリットがあるまちを作る必要があると思います。中心地の土地やブランドの高さばかり強調されるようなまちではなく、住み心地のよい空間美が楽しめる統一感のある郊外地として街並みと田園風景の整備を提案します。海岸線、深沢、大船、十二所、が「鎌倉」の領地として考え公共的観光ルートの視点場を各地区に確保し緑、景観に「鎌倉らしい歴史」が感じられる道(古道の</p>	<p>道路の整備や建築物の建築に関しては、「生物多様性」の観点や容積率についての「鎌倉規格」を作るべき。</p> <p>住み心地のよい空間美が楽しめる統一感のある郊外地として、まち並みと田園風景の整備を行い、「鎌倉らしい歴史」が感じられる道を繋げることを提案す</p>	<p>生物多様性の観点は、現代社会では重要視される視点であると捉えています。</p> <p>原案では、「第III章 部門別方針 2. 自然環境の保全・回復の方針」や、「第III章 部門別方針 4. 循環型のまちづくりの方針」の具体的な方針の中で、自然生態系に配慮した環境の保全や、低炭素まちづくりの推進等の方針を示しています。</p> <p>ご提案を頂きましたが、原案では、「鎌倉らしさ」を市全域一律としてとらえるのではなく、各地区の特性をいかすことが</p>	第III章 2.自然環境の保全・回復の方針	1

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応（見直し（案）への修正を行うもの…★）	関連する部門	意見内容
	復活)がつなが鎌倉市を提案します。	る。	必要であると考え、「第Ⅳ章 地域別方針」や「第Ⅱ章 都市マスタープランの前提」に記載された「地区まちづくりモデル」を参考として、各地区においてまちづくりに関する協議会を設立し、自主まちづくり計画の策定など、地域の合意に基づいた方針を定めていくことを推進していくこととしています。		
P-7	<p>緑の保全について 多額の予算を使って保全にあたっていると思いますが、ここにも経済重視で整備、不整備が見受けられ、また開発許可も安易に出されていると思います。</p> <p>鎌倉市を「歴史的な市」として位置づけるのであれば、130年の「鎌倉幕府」が築いた道をたどれるようにするなど、前述にもありますが、古道の復興を願います。</p> <p>古道をちぎられ、山は崩される手法は、消費社会の典型であり、持続可能なまちづくりとは言えないと考えます。</p> <p>守りたい「鎌倉」の概念を広くしていただくことで、行政が「第Ⅴ章 実現の方途 3. 多様な手法の活用」にある「規制誘導手法の適用」によって、大きな目標をもって世界にアピールできるような「マスタープラン」を今一度見直しできるようにしていただきたいと思います。</p> <p>鎌倉はかつて東日本まで、広く統括してきた場所です。</p> <p>広く鎌倉時代の歴史を残す日本各地とつながれるようになれるよう鎌倉ブランドの見直しをお願いいたします。</p>	<p>緑の保全について古道の復興を願う。</p> <p>行政の規制誘導手法の適用によって、鎌倉時代の歴史を残す鎌倉ブランドの見直しを願う。</p>	<p>緑地保全については、古都保存法や都市緑地保全法に基づく地域制緑地の指定を進めることで対応しています。</p> <p>また、「第Ⅲ章 部門別方針 2. 自然環境の保全・回復の方針」の具体的な方針の中で、身近な緑や自然とのふれあいの場の管理・創出のため、ハイキングコースの整備や、山林や農地を活用した自然型レクリエーションの場の創出を方針として記載しています。</p> <p>行政の規制誘導手法については、「第Ⅴ章 実現の方途 3. 多様な手法の活用」の中に記載しており、市民の声を聴きながら検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、具体的な取り組みは「鎌倉市緑の基本計画」などの個別計画で示していくこととなるため、頂いたご意見について担当課に情報提供を行います。</p>	第Ⅲ章 2.自然環境の保全・回復の方針	1
P-8	住宅について、世界遺産になる街の様子をみると美しい統一感がうかがえます。古都鎌倉であるならば、今後は落ち着いたイメージを大切に、鎌倉ならではの建築を鎌倉の未来へ残すために温故知新の技術の継承共に寺社仏閣づくりの手法も取り入れて、みどりの住宅地の創造が必要だと考えています。	住宅では、落ち着いたイメージを大切に、後世に残すことができるみどり豊かな住宅地の創造が必要である。	各地域における住宅地については、原案では、「第Ⅲ章 部門別方針 3. 都市景観形成の方針」の具体的な方針の中で、建物相互の景観の調和や緑豊かな住宅地景観の保全・形成を記載しています。	第Ⅲ章 3.都市景観形成の方針	1
P-9	<p>・都市計画事業の実施 について</p> <p>各地域の特色としての都市計画として鎌倉地区のブランド化は理解できますが、「古都鎌倉」がどんどん狭くなるイメージがあります。</p> <p>横浜市戸塚、栄区に隣接する大船地域は横浜市のはずれの町のように、藤沢に隣接する深沢地域の住宅工場・飲食店施設は藤沢の延長のようなイメージです。</p> <p>市役所は観光の中心「鎌倉地区」にあるため、違和感はないのかもしれませんが、残念なことに鎌倉地域の切通し(北鎌倉・二階堂・十二所・極楽寺隣接の稲村など)除き外側が「鎌倉」感が感じられません。</p> <p>世界遺産を目指すのであればもっと広い視野で古都「鎌倉」を作り上げる必要があるのではないのでしょうか？ 少なくとも市境からこちらに入ったら「ようこそ古都鎌倉へ」といえるような景観、街並みの実現をお願いしたいと思います。</p> <p>海岸線の繋がり、鎌倉地区→北鎌倉→大船地区 大船→深沢→腰越の繋がりが見えますが、鎌倉→常盤深沢の繋がりが見えません。沿道の住宅や商業(商店)の立ち並び方、または外装も工夫していただくなど統一感を演出するなどいかがでしょうか？</p> <p>鎌倉地区への道を緑と改築時の佇まいも町として統一することで鎌倉とのつながりを感じられるようになるのではないのでしょうか？ 住んでいる人たちが「鎌倉」というブランドをいかに受け止められるかがこれからのまちづくりに大きく影響すると考えられます。</p>	鎌倉地域以外の地域について、まち並みに鎌倉らしさを感じることができる工夫が必要である。	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 3. 都市景観形成の方針」の具体的な方針の中で、本市の景観づくりを進めるにあたっては、市域全体が「古都」であることに配慮し、市域全体を「古都鎌倉大景域」として設定しています。</p> <p>さらに、地形・地域性・景域などの視点から、2つの「景域」に分け、これをさらに5つの「景観地域」に分けています。</p> <p>また、都市景観の構造上の重要な骨格となる4つの「拠点」、景域と景観地域を貫いて有機的に連続する軸状の骨格を4つの「ゾーン」と設定し、これを基本構造として具体的な方針を定めています。特に拠点及びゾーンでは、市民参加により各地区のまちづくり構想、計画の策定と併せてまち並みのあり方を検討し、都市景観形成事業の推進を図ることを記載しています。</p> <p>より具体的な内容については、「鎌倉市景観計画」などの個別計画で示していくこととなります。</p> <p>なお、頂いたご意見については、担当課に情報提供を行います。</p>	第Ⅲ章 3.都市景観形成の方針	2

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-10	<p>・市内における交通系 IC カード未導入の事業者に向け、導入支援制度を確立すること。</p> <p>・鉄道とバスの接続向上に向けた具体的な方策として、各鉄道駅構内または鉄道駅前へのバス乗り場案内サイン設備導入に向けた検討または案内サイン導入支援制度確立を検討すること。</p> <p>・公共交通認知度向上に向け、市内の公共交通マップを各駅前もしくは駅構内等に設置することについて検討すること。</p> <p>・市内鉄道およびバスについて、駅ナンバリング制度の未導入ならびに路線バスへの系統番号を付与していない事業者に対し駅ナンバリング制度導入及び系統番号付与等による利便性向上を図るための支援制度を確立すること。</p> <p>・慢性渋滞による定時性が確保できない等、深刻な課題を抱える路線バス系統については、路線分断により鉄道駅を拠点とするフィーダー型路線への組み換え及び乗り継ぎ制度導入等、利用者の協力を得ながら抜本の見直しを図ることも検討すること。</p> <p>・利便水準向上への具体的な方策として、近隣事業者も含めた鉄道運行情報を表示するディスプレイを江ノ電・湘南モノレール各駅へ設置するための導入支援制度を確立すること。</p> <p>・鎌倉フリー環境手形の利便性改善する具体策として、湘南モノレール大船～湘南深沢間ならびにフィーダーで鎌倉駅へつないでいる路線バスを範囲に入れたきっぷを新たに設定するなど、外縁地区から旧鎌倉地域へのアクセス選択肢を増やすことについて検討すること。</p> <p>歩行環境整備に向けた具体的な方策として、各鉄道駅前に歩行者向けの駅周辺案内サインを設置することについて検討すること。</p> <p>玉縄地域と大船駅を結ぶ路線バスについては、将来の深沢地域への循環アクセスも加味することで深沢地域の拠点開発にあわせた利用者利便向上も踏まえて検討すること。</p>	<p>交通システム整備について、交通系 IC カードの導入支援制度、案内サイン導入、フィーダー型路線連携、鎌倉フリー環境手形の利便性の改善等、いくつか具体的な取り組み事業を提案する。</p>	<p>人と環境にやさしい交通の都市を実現するため、原案では、「第Ⅲ章 部門別方針 5. 交通システム整備の方針」の具体的な方針の中で、バスサービスの維持向上を図るためのバス路線網等の充実や、バスの定時性の確保、また、バスロケーションシステムの導入の検討等を記載しています。</p> <p>また、IC カード導入や駅構内に対する改善等の具体的な制度事業につきましては、行政と事業者の連携と適切な役割分担のもと実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>このため、頂いたご意見について担当課に情報提供を行います。</p>	第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針	1
P-11	<p>交通問題について、「交通渋滞の解消や自動車の抑制に引続き取り組んでいく」といいながら、これまでどのように効果のある対策を講じてきたのか、また今後どうすればよいのかも示されていない。</p> <p>例えていえば、現在の長谷大仏付近の極端な交通麻痺や西口交番付近の渋滞等をどのように解決するか、小町通り付近の人の混雑や車道交叉点の混乱、市民も利用困難となる江ノ電、公共交通機関もまき込まれる市内道路などなど、放置しえない状況である。</p> <p>これまでに市がどれだけの手を打たれたのかさだかではないが、従来から云われ続けられているロードプライシングなど、抜本的な対策を実行すべき時期にきているのではないかと感じざるをえない。プランより実行が大切だと思う。</p>	<p>交通問題について、交通渋滞の解消や自動車の抑制への取り組みに対し、これまでどのように対してきたのか、また、今後どのような具体的手段を取っていくのかが示されていない。ロードプライシングなど、抜本的な対策を実行すべき時期にきている。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 5. 交通システム整備の方針」の具体的な方針の中で、パークアンドライド、シャトルバス、鎌倉フリー環境手形や新規循環バスの社会実験を記載しています。</p> <p>また、今後も交通需要マネジメント施策について関係機関との協議を行うと共に、市民との合意形成を図りつつ、交通社会実験等を行い、実現性や効果を検証しながら取り組んでいくと記載しています。</p> <p>更に具体的な交通需要マネジメント施策に関しては、「鎌倉市交通マスタープラン」等の個別計画で示していくこととなります。</p> <p>なお、頂いたご意見について担当課に情報提供を行います。</p>	第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針	3
P-12	<p>現在マスタープランを考えと総合的な見地から計画立案する必要が有ります。その中心に来るべきものは「ロードプライシング」ですが、先ず「ロードプライシング」の基本を正す必要が有ります。交通システム 5-1.そこで「ロードプライシング」の基本を解りやすく名称変更し何をするのかを示す必要が有ります。 5-2.街中は公共交通システムを完全整備し全て無料化を行う。 5-3.駐車場の完全整備(巨大有料観光客用、市内全域に無料市民用、業務用など)。 5-4.市内へ入る車の制限と、制限域内に市民用無料駐車場の確保。 5-5.歩行者、自転車道路の完全整備。土地利用 1-1.土地利用策は「ロードプライシング」(名称は変更後)を中心に再計画が必要。</p>	<p>交通システム整備の方針(土地利用の方針も含む)として、ロードプライシングの手法を主として方針を定めていく提案をする。</p>	<p>ロードプライシングについては、交通需要マネジメント施策の一つとして、現在実効性を含めた検討を行っているところです。</p> <p>そのため、ロードプライシングを主とした「交通システム整備の方針」を組み立てることは、困難であることをご理解願います。</p>	第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針	1

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-13	<p>鎌倉市の主要道路は、慢性的に交通渋滞となっている。また、圏央道が平成 32 年度には開通予定であるが、それに対する政策が、具体的になっていない。</p>	<p>交通渋滞への対策等を具体的に求めたい。平成 32 年度に開通予定の圏央道への対策が具体的でない。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 5. 交通システム整備の方針」の具体的な方針の中で、国道 134 号や高速横浜環状南線など骨格的な幹線道路の整備や、鎌倉地域においては交通需要マネジメント施策の推進を図っていくことを記載しています。</p> <p>また、より具体的な施策に対しては、「鎌倉市交通マスタープラン」などの個別計画で示していくこととなります。</p>	<p>第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針</p>	<p>3</p>
P-14	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 5. 交通システム整備の方針 2. 考え方 1)ゆとりとうるおいのある市民生活を実現する交通計画」で、高齢化社会に伴う公共交通のあり方を記述すべきと考えます。</p> <p>これまで自家用車を運転していた人々が高齢化に伴い運転を諦め公共交通手段に頼らざるを得なくなった時に、公共交通が いかにより自家用車に匹敵する利便性を提供できるか、大きな社会的課題となるはずです。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 5.交通システム整備の方針 2. 考え方 1)ゆとりとうるおいのある市民生活を実現する交通計画」において 高齢化社会に伴う公共交通のあり方を記述すべきである。</p>	<p>高齢化社会に対応した公共交通のあり方について、「第Ⅲ章 部門別方針 5. 交通システム整備の方針」の考え方の中で、高齢者や障害者を含め誰もが安心して歩くことや、快適に移動できる交通環境の整備を図ることを記載しています。</p> <p>この考え方に基づく具体的な方針を、「鉄道やモノレールのサービスの維持・向上」とし、駅構内のエスカレーターやエレベーターの設置等の推進することを記載しています。</p> <p>また、「バスサービスの維持・向上」として、バス路線網等の充実や、交通不便地域への新たな交通手段の検討等を記載しています。</p>	<p>第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針</p>	<p>2</p>
P-15	<p>ここで言う「存続」とは、「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」で定義されている【存続】のことを言うのか、それとも【保留】として検討を存続するという意味なのか、どちらを意味するのか。</p> <p>「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」で定義されている【存続】を意味する場合、どのような議論や検討のうえで、「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」で定めた【保留】を【存続】に大きく変更するに至ったのか。</p> <p>「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」で定義されている【存続】を意味する場合、どのように市民の意見を聞いたうえで、「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」で定めた【保留】を【存続】に大きく変更するに至ったのか。</p> <p>「都市計画道路の見直し方針(2013 年 8 月)」では、「【存続】長期的(次回見直し以降)に計画を検討する路線」、「【保留】今後の状況を見ながら、再検証を行う路線」と定義し、「3・4・2 号由比ガ浜関谷線 B 区間(藤沢鎌倉線～横浜鎌倉線までの区間)」は、【保留】と結論づけています。</p> <p>鎌倉都市計画道路の見直し方針(案)に対するパブリックコメントの実施結果(募集期間:平成 25 年 3 月 18 日(月)～平成 25 年 4 月 16 日(火))では、「意見の多くが、前回のパブリックコメントと同様に 3・4・2 号由比ガ浜関谷線に関する内容となりました。その中では、同路線の B 区間について、緑地保全を重要視し、都市計画道路の「廃止」を求める意見、都市計画道路の「存続」は認めるが道路の地中化やルート変更を求める意見、防災等の観点から都市計画道路の整備を推進する意見等がありました。これらを見ても、当区間の方向性を取りまとめるには、より多くの議論や意見を集約し、関連するマスタープラン(都市・交通等)に位置付けることでの体系的かつ総合的な検証を経て、方向性を定めていくことが必要であると考えています。こうしたことから、由比ガ浜関谷線 B 区間は「保留」とした上で、段階的な対応を行うことの必要性を再認識したところです。」と記載があります。また同様に、意見に対する「市の考え方」には、「今回の見直しでは、由比ガ浜関谷線を A・B・C と 3 つの区間に分けて検証し、A 区間・C 区間を「存続」とし、B 区間を「保留」としました。「保留」とした B 区間に関しては、次の段階として、今後予定している都市マスタープランや交通マスタープランの改定の機会において、いただいた意見や広く市民の皆さんの意見を聴きながら、交通問題</p>	<p>由比ガ浜関谷線は、【存続】とはせずに【保留】の判定のまま、ルート及び形式等の変更を含め、検討・見直しを行うべきである。</p>	<p>由比ガ浜関谷線の一部区間(B 区間)は、平成 25 年 8 月に策定した「鎌倉都市計画 都市計画道路の見直し方針」において、「災害対策上、重要な路線である」ことや、「廃止することにより平行する県道雪ノ下大船線に与える交通渋滞の影響が大きい」ことから、必要路線であるとする一方、「現在の線形のままでは、歴史的風土特別保存地区、史跡指定地や鎌倉中央公園拡大区域(台峯)を通過するため、歴史的風土や緑地保全に直接的に重大な影響を及ぼす」ことから、「存続」「変更」「廃止」に分類を行う見直しの方向性を「保留」し、「都市マスタープランや交通マスタープランの見直しなどにおいて、広く市民意見を聴きながら再検証を行うこと」としていました。</p> <p>この方針に基づき、今回の「鎌倉市都市マスタープラン」の見直し作業において再検証を行いました。</p> <p>「保留」とした B 区間については、鎌倉市都市マスタープランの見直しに向けて設立した、公募市民等で構成する「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会」において、多くの議論がなされた結果、「防災の観点から市域を南北方向に通過する道路が必要である」との提言がありました。</p> <p>また、学識経験者で構成する「鎌倉市都市マスタープラン見直しワーキング部会」において、交通量推計調査のデータを基に検討を進めた結果、この路線があることにより周辺の交通渋滞の緩和に寄与するほか、路線の役割として、国道 1 号と国道 134 号を連絡し、縦軸となる幹線道路であることか</p>	<p>第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針</p>	<p>4</p>

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
	<p>の解決に向けた体系的、かつ、より多角的な検討を行うこととします。」とも記載があります。</p> <p>「都市計画道路の見直し方針」で、検討に検討を重ね、また、パブリックコメントを複数回実施し広く市民の意見を募ったうえで、最終的に【保留】と結論づけたものを、なぜだったの一文で【存続】とすることのできるのか。今後の見直し作業では、広く市民の意見を募りながら、多角的な検討を行うとしているが、本当にそうした段階を踏んでいるのか。パブリックコメントで、市民と約束したことを反故にしていると思えず、不誠実極まりない。【存続】ありきで、ルート及び形式等を変更の上、検討を進めるのと、【保留】(存続、廃止を含めて)のまま検討するのでは意味が全く異なる。【保留】のまま、ルート及び形式等の変更を含め、検討・見直しを進めるのが筋である。</p>		<p>ら、津波避難や災害後の支援、復旧・復興のためにも必要であるため、「存続」の方向性とするの助言指導がありました。</p> <p>これらを受け検討した結果、本都市計画道路は存続の方針とします。</p> <p>一方で、現在の線形のままでは、歴史的風土・緑地保全・景観に与える影響が考えられることや、施工技術の進歩等を考慮し、今後「鎌倉市交通マスタープラン」などの見直しの際に、道路ネットワークの検討や、最適なルート及び構造形式等を精査し、計画の変更を検討することとします。</p>		
P-16	<p>「保留」から「存続」って、逆戻り？(都市計画道路由比ガ浜一関谷線)</p> <p>2年に亘り評価検討してきた都市マスタープラン(原案)が出来上がり入手しました。原案77ページに以下の記述があります。</p> <p>「(2)都市計画道路の効率的な整備</p> <p>都市計画道路の見直し方針を踏まえ、都市計画変更の手続きを進めていきます。」</p> <p>「《由比ガ浜一関谷線》</p> <p>都市計画道路の見直し方針において、【保留】となっている由比ガ浜一関谷線(藤沢鎌倉線～横浜鎌倉線合流部)については、ルート及び形式等を変更の上、存続とします。具体的なルートや形式等については、今後策定が予定されている交通マスタープラン等で検討します。」(原文のまま)</p> <p>原文をそのまま読めば由比ガ浜一関谷線のうち「保留」となっているB区間全体の総合的判断・評価は「保留」から「存続」へと評価の変更を行ったと読み取れます。</p> <p>つまり「由比ガ浜一関谷線」はA区間B区間C区間に分けB区間を「保留」とした都市計画審議会の決定を覆し、区間の区別をつけず全線「存続」と変更したということでしょうか？</p> <p>2012年10月2013年1月同年7月と3回にわたる都市計画審議会では同時期にパブリックコメントも行い多くの反対意見が出た結果、「B区間(北鎌倉台峯緑地を縦断し源氏山公園から法務局に至る)は「保留」となった経緯があります。鎌倉市として重大な意思決定です。それが都市マスタープランの中では十分な議論がされぬまま一方的に変更されています。</p> <p>所轄責任者の説明を求めます。</p> <p>都市計画道路(由比ガ浜一関谷線)に対する考えは以下のとおり。</p> <p>由比ガ浜一関谷線のB区間は鎌倉の緑のオアシスを形成する台峯緑地、源氏山など歴史的遺産が点在する地域を8メートル幅の縦断道路を建設しようとするもの。その歴史や文化の薫りを損ね景観を破壊し、次世代市民に重いつけをまわすこととなる。上記観点からB区間の即刻「廃止」を求めている。</p>	<p>由比ガ浜一関谷線のうち「保留」となっているB区間全体の総合的判断・評価は「保留」から「存続」へと評価の変更を行ったと読み取れる。</p> <p>B区間の即刻「廃止」を求める。</p>	<p>原案の記載では、存続の方針とするに至った経緯や理由についての記載が不明瞭であるため、より皆様にご理解頂きやすい表現に変更致します。</p> <p>また、掲載の図についても、B区間の位置が分かるように表現を変更致します。★</p>	第Ⅲ章 5.交通システム整備の方針	4
P-17	<p>都市計画法の対象外かも知れませんが、防災対策だけでなく、地域住民にとって、防犯対策も重要です。防犯問題は、神奈川県警の所管だと無視せずに、マスタープランに位置付けることを要望します。</p>	<p>防災対策だけでなく、防犯対策も重要であるため、原案に位置付けることを要望する。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針6.住宅・住環境整備の方針」の中に、「防犯対策の充実」として、道路や公園、公共施設において照明や見通しを確保するなど「人の目」の確保を図るとともに、防犯住宅の普及や地域における防犯まちづくり活動支援を記載しています。</p>	第Ⅲ章 7.都市防災の方針	2
P-18	<p>原案P97「第Ⅲ章 部門別方針7.都市防災の方針3.具体的な方針3)津波に強いまちづくり(2)沿岸部における土地利用①現行の土地利用の維持</p> <p>《意見》</p> <p>・レベル1津波について記述されていますが、レベル2津波についても若干触れた方が良いと思</p>	<p>レベル1津波について記述されているが、レベル2津波についても若干触れた方が良いと思われるので、修正案を提示す</p>	<p>提案の箇所は「現行の土地利用の維持」となっているため、追加することは難しいと考えることをご理解願います。</p> <p>なお、レベル2津波に関しては、「第Ⅲ章 部門別方針7.都市防災の方針」の具体的な方針の中で、「レベル2津波へ</p>	第Ⅲ章 7.都市防災の方針	2

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
	<p>ます。</p> <p>《追加文章(案)》 =97 頁右 6 行目に追加＝</p> <p>・最大クラスの津波であるが、発生頻度が極めて低い津波(レベル2津波)に対しては、甚大な被害が想定されます。その程度に応じて現行の土地利用の有効性を含め、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて、市が作成する「津波防災地域づくり推進計画」の中で取組みます。</p>	<p>る。</p>	<p>の対応」として記載しています。</p>		
<p>P-19</p>	<p>原案 P 98 「第三章 部門別方針 7. 都市防災の方針 3. 具体的な方針 3) 津波に強いまちづくり(3) 計画的な災害対策の推進②応急仮設住宅計画の検討」</p> <p>《意見》</p> <p>応急仮設住宅(災害救助法の文言に合わせた)計画の検討は「鎌倉市地域防災計画 地震災害対策編」(199 頁 6. 復興計画推進のための課題(1)事前復興計画の検討)の一環として位置付けられるものであり、平常時からの事前準備は不可欠であると考えます。</p> <p>ご案内のとおり、災害救助法では“応急仮設住宅の供与”と明記されており、国交省「応急仮設住宅建設必携」(中間とりまとめ:平成 24 年 5 月)を参考に国、県とも十分な調整を図りながら進めるべきと考えます。</p> <p>本原案中の文言「…高台(緑地)や農地ではなく被災現地に仮設住宅を整備すること」は選択肢の一つですが、被災現地に応急仮設住宅を迅速に建設するのが容易でないことは、東日本大震災の経験からも知り得るところであり、より適確な方法とは受取り難いです。</p> <p>本原案中の文言「…最初から浸水区域に本設の復興公営住宅を整備すること」は、応急仮設住宅と復興公営住宅等の本設住宅建設を同時進行しようとするものであり理想的ですが、浸水区域ならば行方不明者の捜索、土盛り・嵩上げ等に伴う難題があり容易ではありません。同時進行は東日本大震災において発災当初から考えていたが実現しなかったとのこと。</p> <p>被災者に応急仮設住宅の供与、本設の住宅を確保するためには、建設用地について平常時から様々な選択肢(高台移住、農地、グラウンド、遊休地、被災現地、民間賃貸住宅の活用等)を用意すべきと考えます。</p> <p>《変更文章(案)》</p> <p>② 応急仮設住宅計画の検討最大クラスの津波災害が発生した際、被災者に一刻も早く安全・安心な生活を取り戻すのが行政の喫緊の課題であり、応急仮設住宅の供与は一つの重要な施策です。</p> <p>応急仮設住宅の必要戸数は被災規模に応じて想定しますが、過去の事例では必要戸数の増減が必ず生じました。平常時からの事前準備としてシミュレーションを実施し検討します。</p> <p>応急仮設住宅の建設用地は、発災後の混乱時期に早急に確保することは極めて困難であるため、平常時からの事前準備として種々の選択肢を用意すべく検討します。</p> <p>応急仮設住宅計画と同等以上に重要なのが復興公営住宅等の恒久住宅の計画です。これには前述した「鎌倉市公共施設再編計画」等との調整、「国土強靱化基本法」等の制度の活用を図り、地域住民の理解を深めながら両者の同時進行を目指し、「鎌倉市地域防災計画 地震災害対策編」に則って復旧・復興計画を検討し実施に移します。</p>	<p>応急仮設住宅及び本設の住宅の建設用地について平常時から様々な選択肢(高台移住、農地、グラウンド、遊休地、被災現地、民間賃貸住宅の活用等)を検討すべきと考えるため、修正案を提示する。</p>	<p>修正案の提示を頂きありがとうございます。</p> <p>原案では、平常時から仮設住居計画を検討することの必要性について述べており、頂いたご意見と方向性は同じであると認識しています。</p> <p>また、ご意見を考慮し、文章の修正を行います。★</p>	<p>第三章 7.都市防災の方針</p>	<p>2</p>
<p>P-20</p>	<p>原案 P98「第三章 部門別方針 7. 都市防災の方針 図 都市防災の方針」</p> <p>・緊急輸送路第一次路線のうち、国道 134 号線が七里ガ浜高校前後一帯で路線図が消えています。</p> <p>・緊急輸送路第二次路線のうち、鎌倉市道 027-000 号線(鎌倉市役所～鎌倉市道 008-000 号線</p>	<p>記載内容が間違っているため、訂正してほしい。</p>	<p>緊急輸送路についてのご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり、路線図を修正させていただきます。★</p>	<p>第三章 7.都市防災の方針</p>	<p>2</p>

意見 番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する 部門	意見 内容
	<p>交点)が記載されていません。 《参考資料》:「緊急輸送道路網図」(神奈川県 県土整備局道路部 平成 26 年 3 月)によれば、「第 2 次緊急輸送道路とは、第 1 次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線」との説明があります。</p>				
P-21	<p>第Ⅲ章 部門別方針 7. 都市防災の方針 防災都市として 7-1.モデル広域避難地域の選定し市民だけではなく観光客や業務での滞在者なども含め避難し一定期間滞在できる拠点を整備。 7-2.モデル広域避難地域に七里ガ浜・奥稲村ガ崎を選定、空き家のシェアハウス等への活用策。 7-3.丘陵地の立地を活かした地下駐車場をテント活用の臨時避難滞在場所として補助金などで奨励。 7-4.(2)自然環境・都市景観等進化したが、公園都市として災害時大型テント村として活用。 7-5.これらを有効活用するために日常的な訓練。</p> <p>第Ⅲ章 部門別方針 10.観光、文化、スポーツ、レクリエーションの方針 上記の総合的な計画が進めば、どの様な事ができるかは自動的に計画立案できると思います。</p>	<p>都市防災の方針について、観光者対策も含めていくつか具体的な取り組み事業を提案する。</p>	<p>具体的な取り組みに関しては、今後、個別計画において考えていく事となるため、頂いたご意見については、担当課に情報提供を行います。</p>	第Ⅲ章 7.都市防 災の方針	1
P-22	<p>高齢者対策等(介護対策、介護施設含む)を具体的に求めたい。</p>	<p>介護対策や、介護施設等の高齢者対策を具体的に求める。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 8. 健康福祉のまちづくりの方針」の具体的な方針の中で、高齢者対策としては、介護予防・健康づくりを推進するため、介護予防活動等に気軽に参加できる環境の整備を推進すること、小規模多機能型の拠点施設などの福祉施設や生活支援型施設等の整備を進めていくこと等を記載しています。 「鎌倉市都市マスタープラン」は、都市計画、まちづくりの基本的計画として位置づけているため、その視点での捉え方となっています。 また、より具体的な内容については、「高齢者保健福祉計画」をご覧いただければ幸いです。</p>	第Ⅲ章 8.健康福 祉のまち づくりの方 針	3
P-23	<p>全市的な観点で玉縄地区も拠点化として何か対象として取り上げるということであれば、敢えて提案するならば種々問題を抱える関谷の農地を都会の中に存する農業振興地として整備することではないか！ この地域一帯を将来的にかつ長期的に民間を活かした近代的農業経営が出来る様に活性化させることこそ行政としてやらねばならない一番大事な点であり、総合計画の中で捉えて進めるべきと考えます。 〈腰越拠点を漁港として水産物の生産面から捉えるとの相関性で、玉縄の関谷地区を農産物の生産拠点として、両地域とも食品資源を大事にした都市まちづくりの拠点として考える。 両地域とも鎌倉市として貴重な一次産品生産地であり、副産品を含めたモノづくりに対する地域活性化拠点として将来を見据えての貴重な資源地である故に有効に生かすべきです。特に関谷の農地及び周辺を地域活性化拠点として、きちっとした都市マスの中で捉えて将来に向けての長期的な観点で整備していくことをそろそろ行政として抜本的に考えねばならないのでは！〉</p>	<p>地域活性化拠点について、関谷の農地を農業振興地として整備すべきである。</p>	<p>地域活性化拠点は、生活や観光などの地域活性化を推進する拠点としており、農産物の生産拠点としては位置付けておりません。 なお、農業振興については、「第Ⅲ章 部門別方針 9. 産業環境整備の方針」の具体的な方針の中で、農産物のブランド化事業の推進や農産物をいかしたマーケット等の地場産業の振興策、6次産業の展開などにより、農業の振興を図っていくことが記載に含まれています。 また、「第Ⅳ章 地域別方針 11.玉縄地域」の目標においても、関谷・城廻地区の農地をいかしたまちづくりを進めることとしています。 なお、頂いたご意見につきましては、担当課に情報提供を</p>	第Ⅲ章 9.産業環 境整備の 方針	2

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-24	<p>関谷地区を鎌倉の「都市型農業観光のメッカ」とする整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 関谷地区を「鎌倉の市民農場」にして、高品質鎌倉野菜の生産拠点とする。 複合モールを設置し、六次生産鎌倉ブランドの「賑わい市場」を中心に内外から人を集める。 鎌倉のあたらしい農業観光のメッカに、鎌倉農的生活モデル、鎌倉ブランド発信基地として整備する。 	<p>関谷地区の農業振興策について、いくつか具体的な取り組み事業を提案する。</p>	<p>行います。</p>	<p>第Ⅲ章 9.産業環境整備の方針</p>	<p>1</p>
P-25	<p>マスタープランの原案では、「国際観光都市として、観光客が安心して楽しめるよう受入態勢の充実や鎌倉らしいもてなしの充実を図る」とか「観光公害を少なくして環境と市民生活への影響に十分配慮する」などと述べられているが、そのためにどのような手段で応えていくのか具体的な方法が全く示されていないし、これまでもどのように対処してきたのかも全く判らない。</p>	<p>観光施策について、鎌倉特有の観光施策について具体的な方法が全く示されていない。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 10. 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針」の具体的な方針の中に、鎌倉 MICE の推進、海浜と親しめる環境の整備や快適に鎌倉で過ごせる環境の整備について記載しています。</p> <p>また、環境と市民生活の影響への配慮としては、自動車利用の抑制、楽しく歩ける道の整備や、観光ごみの削減などを示しています。</p> <p>なお、より具体的な内容等については、「鎌倉市観光基本計画」などの個別計画で示していくこととなります。</p>	<p>第Ⅲ章 10.観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針</p>	<p>3</p>
P-26	<p>観光については観光の点を線でつなぎ、面的に楽しんでもらえるような街づくり。体験し、滞在し、理解していただく工夫が必要だと感じます。</p>	<p>観光については、観光資源を線でつなぎ、面的に楽しむことや、体験型や滞在型の観光が必要であると考えます。</p>	<p>「第Ⅲ章 部門別方針 10. 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針」の具体的な方針の中で、「鎌倉 MICE の推進」として、長期滞在施設の整備、鎌倉の魅力を満喫できるような保養・宿泊施設の充実など、点在する資源のネットワーク化を方針として記載しています。</p> <p>また、頂いたご意見については、担当課に情報提供を行います。</p>	<p>第Ⅲ章 10.観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針</p>	<p>1</p>
P-27	<p>財政難を理由にマスタープランが絵に描いた餅にならないように！</p> <p>その為に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に高齢者人口が今しばらく増加するが、60～70 代の元気な高齢者を利用する事。(ボランティアも含む) 観光都市のメリットをもっと国内外に PR をし、観光客を増やす努力、その為に鎌倉地区をもっと魅力ある古都にする投資をする。 日帰り観光ではなく、滞在型中規模ホテル(和風型)の誘致。 	<p>財政難で都市マスタープランが実現できなくなることはないように、元気な高齢者の活用、観光客の増加施策、滞在型観光ホテルの誘致等、様々な方法を検討するべきである。</p>	<p>市の財政に限りがある中で事業を進めていくためには、財政面を含めて市民や事業者との協働や、新たな財源の確保についての検討が必要であると考えています。</p> <p>原案では、「第Ⅲ章 部門別方針 10. 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針」に、鎌倉の歴史的遺産や文化的遺産を学び、体験し、交流する場として「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター」を整備するほか、「鎌倉 MICE」を推進し鎌倉の魅力を満喫できる保養・宿泊施設を充実すること、快適に過ごせる環境の整備として歩道や情報システムの整備を進めていくことを記載しています。</p> <p>また、高齢化社会への対応という観点から、元気な高齢者がボランティア活動への参加を通じて、介護予防・健康づくりを推進していくこともできると考えており、また、「第Ⅲ章 部門別方針 8. 健康福祉のまちづくりの方針」に、社会参加の場の整備を記載しています。</p>	<p>第Ⅲ章 10.観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針</p>	<p>1</p>
P-28	<p>原案の基本方針の中で、地域活性化拠点として(1)腰越拠点と(2)玉縄拠点を挙げているが、(1)のまちづくり推進は十分理解できるが(2)を挙げる事由があまり良く判らない。</p> <p>玉縄城跡の等の歴史的資源や地域資源を活用とあるが、前者の歴史的資源は過去の住宅開発等によって殆ど遺構・遺物も存在しておらず、女学院の敷地の一部(私的所有地)に若干の名残程</p>	<p>拠点とゾーンの整備方針の中で、地域活性化拠点としての玉縄城跡周辺地区の位置づけは、玉縄城跡の遺構が乏しい</p>	<p>玉縄城跡周辺地区については、現在、玉縄地域においてまちづくり活動が活発に行われていることや、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画において、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにしていくと定めたことを踏まえて、</p>	<p>第Ⅲ章 11.拠点とゾーンの整備方針</p>	<p>2</p>

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
	<p>度があるだけでそれをどう具体的に活用するのか？ 又、地域資源とは何を具体的に指してまちづくりに活用するのか不明？</p> <p>せいぜいお城があったというメモリアル的なものをどこか私的な場所に小規模で設けるぐらいで、まちづくりの長期的な地域活性化拠点の対象として取り上げるにはマイナーであり、地域住民の生活の為には余りにもインパクトが無く、現状大多数の地域住民は関心が無いのが実情。</p> <p>この玉縄地域は、総体的に学園と福祉施設及び大規模店舗を含む住宅地が混在したまちであり、これらが調和されたまちづくりをどうすべきかを長期的に考えねばならないが、拠点化事由として殆ど現物として何も無い歴史的資源活用云々を言うのは的はずレではないか？</p>	<p>めふさわしくない。</p>	<p>原案で地域活性化拠点として、腰越地域と共に位置付けています。</p>		
P-29	<p>現在、計画している深沢地区整備事業については、JR 東日本(株)が恩恵を受ける計画である。</p> <p>以前、開催された公聴会後に出された市の考え方にあるように、JR 東日本(株)が所有する整備事業区域は、工業地域、工業専用地域であるため、JR 東日本(株)の社長宛に鎌倉市長が書面にて寄付を強く要請し、JR 東日本(株)の回答がNO であれば、市施行、土地区画整理事業は中止すべきである。</p> <p>国鉄当時は、工業地域であったが、JR 東日本(株)になってから、固定資産が半分で済む工業専用地域に用途地域を変更している事から十分に恩恵を受けたので、不要になった用地は、鎌倉市に寄付をするのが、当然であり、鎌倉市は寄付を強く要請すべきである。</p> <p>寄付を受けたのち、市民が憩えるような地域にすべきである。</p> <p>深沢地区整備事業区域は、相模の国鎌倉郡深沢村の時の戦時中、地元農民から強制的に日本海軍が土地を没収した土地である。</p> <p>終戦後、連合軍最高機関であるマッカーサー元帥の基で、終戦後の処理の段階で、地元農民に返還すべきであったが、国が大井の分工場として、引き込み線を作り日本国有鉄道として支配してきたのである。</p> <p>国鉄改革の時点で JR 東日本(株)用地と清算事業団用地に分割した事が、問題であった。分割の時点で、上記の事から、鎌倉市は全ての土地を返還するように、国に対して要求すべきであった。</p>	<p>深沢地区土地区画整理事業について、JR 東日本(株)に、市が寄付を強く要請し、寄付を受けたのち、市民が憩えるような地域にすべきである。</p> <p>回答がNO であれば、土地区画整理事業は中止すべきである。</p>	<p>「第三章 部門別方針 11. 拠点とゾーンの整備方針」の「都市拠点の整備、深沢地域国鉄跡地周辺地区」の中で、考え方や方針を記載しています。</p> <p>なお、深沢地区土地区画整理事業につきましては、現在土地利用方針などを含め事業案の検討を行っているところです。</p> <p>そのため、個別事業に対する内容については、「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」や「深沢地区まちづくりガイドライン(案)」等をご覧いただければ幸いです。</p> <p>頂いたご意見については、この事業へのご意見として、担当課に情報提供を行います。</p>	第三章 11.拠点と ゾーンの 整備方針	1
P-30	<p>生活圏として、面整備ゾーンのJR跡地における3000人の人口増加を目標値とする開発計画は、深沢らしさ「広い空と、富士の景観」を損ねるものであり、マンション群に住む新しい住人のための土地開発のための予算編成だと考えており、開発地区約180ヘクタールのシンボリックな場所になるよう、空と平面を基調にした防災公園を中心としたウェルネスシティの実現をお願いしたいです。そのためマンションへの転用よりも 歴史のまち鎌倉を象徴するものの誘致を提案します。</p> <p>鎌倉がなぜ世界遺産を目指すのか、「武家社会」を確立した鎌倉幕府、鎌倉五山をはじめ新たに生まれた鎌倉仏教、源頼朝が復興させた「流鏑馬」、数多くの歴史を掘り起こし守ることがこの世界遺産の目的なのではないでしょうか？「流鏑馬」「小笠懸」などを日常のものにするためにも、鎌倉(深沢地区)に馬場の設置を提案いたします。生きた歴史の復活こそが今後の鎌倉の課題だと思います。</p> <p>教育にも活用させ、土地の利用方法は、そこで生きる生命にも大きく関わります。</p> <p>馬の飼育できる鎌倉に戻していただきたいと思います。</p> <p>鎌倉市の景観は非常に貧しくなり、我が家も含め、住宅街として統一感がなく、路地文化の中に異質な建物が紛れ込み、小町通りも清里のようなリゾート化であることを危惧しています。</p> <p>リゾート開発するならば、目的に合わせて場所を限定し、古風な街並みを作ることも鎌倉の観光に</p>	<p>深沢地区土地区画整理事業において、ウェルネスシティの実現を願いたい。</p> <p>歴史のまち鎌倉を象徴するもの誘致や馬場の設置を提案する。</p> <p>100年後を見据えた美しい建築物と風景、歴史が残る街づくりを推進することを提案する。</p>		第三章 11.拠点と ゾーンの 整備方針	1

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
	<p>役立つものと考えております。</p> <p>そういう観点から、深沢の開発においても100年後を見据えた美しい建築物と風景、歴史が残る街づくりを推進することを提案し、鎌倉地区との連携できるよう、観光の道を整備することを提案します。</p> <p>大仏や長谷大谷のトンネルを抜けると、都会の町でも見かける下町風景が並び、鎌倉市である必要は感じられません。</p> <p>子供たちが安全に遊べる道もなくなり、大人の遊び場ばかりが目立ちます。</p> <p>小学校の遠足でくる児童たちが、飲食店でラーメンを食べているすがたや、お土産物店で物色している光景をみて、鎌倉は何を子供たちに伝えたいのだろうか疑問になります。</p> <p>お金を落としてもらうことは町としては良いことなのかもしれませんが、鎌倉の文化を伝えるためにはあのだらだらと同じお土産カバンをぶら下げて歩き回る子供たちの姿は納得できません。</p>				
P-31	<p>原案 P126「第IV章 地域別方針」において、今回新たに「ソフト面の取組み」「検討課題」とテーマを抽出したのは非常に良いと思います。</p>	<p>地域別方針に、今回新たに「ソフト面の取組み」「検討課題」を抽出したのは非常に良い。</p>	<p>記載方法について、ご意見をいただきありがとうございます。</p>	<p>第IV章 0.地域別方針について</p>	<p>6</p>
P-32	<p>原案 P141「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の目標①にある台峯について、「方針」「取組み」欄に記述があるべきと思います。</p>	<p>「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の「目標①」の方針や取組み欄に、台峯について記述があるべきである。</p>	<p>「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」目標①の台峯の保全・管理・活用については、取組みの中の「鎌倉中央公園の整備・管理・活用」「身近な緑の保全・管理」として表記しています。「取組み」では、より具体的な取組みの方向性のアイデアを記載しているため、ご理解願います。</p>	<p>第IV章 7.深沢丘陵地域</p>	<p>2</p>
P-33	<p>原案 P141「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の「ソフト面の取組み」に 緑地の新たな管理モデルの検討(住民参加の方法等)を民有地の緑地に限定しているが、市有地の緑地については管理モデルの検討を行う必要はないでしょうか。</p>	<p>「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の中の「ソフト面の取組み」において、民有地の緑地だけではなく市有地の緑地についても管理モデルの検討を行うと記載すべきである。</p>	<p>「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の中の「ソフト面の取組み」における「緑地(民有地)の新たな管理モデルの検討」は、市民等で構成する「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会」において、「樹林地が民有地の場合、権利の問題等があり適切な実施が困難な場合がある。」「土地の権利関係を明確にした上で、市民等が参画できるように、行政がコーディネートするなど、新たな樹林管理の仕組みや枠組みについて検討する。」などの意見が出されたことを踏まえて、ソフト面における課題として挙げています。</p> <p>公有の樹林地に関して原案では、「第III章 部門別方針 2. 自然環境の保全・回復の方針」の具体的な方針の中で、「緑地や河川・海岸などの適正な維持管理」を記載しています。</p> <p>またそれを受けて、「第IV章 地域別方針 7. 深沢丘陵地域」の「取組み」の中で「常盤山特別緑地保全地区の管理作業を新しいコミュニティづくりのモデルとする」と記載しています。</p>	<p>第IV章 7.深沢丘陵地域</p>	<p>2</p>

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-34	<p>・歴史的にも地勢的にもランドマーク玉縄城址の周辺に形成された歴史と緑豊かな地域特性を最大限にいかすまちづくり</p> <p>・歴史資源、田園、文教施設など玉縄ならではの地域特性をいかしたまちづくり</p> <p>・近年のまちの変化を踏まえた地域コミュニティの醸成につながるまちづくり</p> <p>【地域活性化拠点として発展をめざす整備の考え方】</p> <p>①鎌倉のもう一つの成長拠点として、歴史観光のあらたな交流拠点をつくる「城下まち玉縄」のまちづくり整備</p> <p>②鎌倉のもう一つのランドマーク玉縄城へ、人々の動線上の歴史景観を活かし発展させる街並みの整備</p> <p>③大災害時代の最適地、玉縄城址の緑の山波に包まれたゆたかな住居環境を「玉縄城公園都市」と捉える整備</p> <p>・歴史観光のまちづくりとして玉縄城址と周辺街並み景観の整備創生(鎌倉における中世後北条、玉縄北条の歴史再発見活動による文化的インフラ形成を背景に)</p> <p>1、ランドマーク玉縄城址の公園的整備を進める</p> <p>・鎌倉のもう一つの歴史観光の拠点整備として「玉縄城址遺構群の史跡指定」「城址遺構群公園的整備」「城址遺構群を結ぶ歴史トレイル整備」を進める</p> <p>・鎌倉・玉縄の歴史資料を集積展示する鎌倉唯一の歴史民俗資料館と重文古民家石井家住宅を、鎌倉のあらたな文化センターとして活用と充実をはかる</p> <p>2、もう一つの鎌倉 歴史観光特区として「城下まち玉縄 賑わい特区」整備事業を推進</p> <p>・清泉トンネルから小泉園の丘陵部地区を中心に「見て、食べて、買う」歴史観光特区まちづくり</p> <p>・併行して龍寶寺トンネルの先へコミュニティセンターのある歴史と緑の文化景観地区整備を進める</p> <p>3、玉縄城を偲ぶコースの遺構群をつなぐ「玉縄城歴史トレイル」の整備</p> <p>・龍寶寺・七曲坂・太鼓櫓市民緑地・焔硝蔵・大手門・諏訪壇・蹴鞠場・清泉女学院正門へ、その遺構を整備し、遺構群をつなぐ「玉縄城歴史トレイル」を整備する。</p> <p>4、ランドマーク玉縄城址への動線上にある歴史的街並み景観の整備</p> <p>・大船駅西口から玉縄城址へ向かう町並み景観整備: 観音寺・大船軒・首塚・法泉堂・北條邸・フラワーセンターへ、さらに龍寶寺・七曲坂・太鼓櫓・焔硝蔵・大手門・諏訪壇・蹴鞠場へ、「歩く道」「市街地景観」「歴史的景観」整備、及びトイレの設置</p> <p>・フラワーセンター駐車場を立体化し、スポーツジム、ミニショップ、集会所&WCのある施設へ整備</p>	<p>玉縄城址周辺地区を地域活性化拠点として発展を目指す整備について、いくつか具体的な取り組み事業を提案する。</p>	<p>「第IV章 地域別方針 11.玉縄地域」において、頂いたご意見の内容は「まちづくりの基本的考え方」や「取り組み」における「玉縄城跡周辺の環境整備」や「地域資源、歴史資源のネットワーク化」として集約した表現を記載しています。</p> <p>また、より具体的な取り組みの実施につきましては、市民、事業者、行政の連携と適切な役割分担のもと実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、「まちづくりの基本的考え方」を一部修正することとします。★</p>	<p>第IV章 11.玉縄地域</p>	<p>1</p>
P-35	<p>今回マスタープランは初めて拝見しましたが、とても良く出来上がり感心しました。希望として、このすばらしいプランを実施するに当り維持管理(メンテナンス)の項目を後世の人々の為に入れてほしい。</p> <p>Ex)時に生活道路の整備(歩道)市街地域のメンテナンスは様々ですが、一歩中に入った所や丘陵地沿いのメンテナンスが行き届いていない。兎に角質の向上に努力してほしい。</p>	<p>このプランを実施するにあたり、維持管理の項目を加えて欲しい。</p>	<p>「第V章 実現の方途 2. まちづくりマネジメントの導入」の中で、都市施設・公共施設マネジメントの導入を記載しています。</p>	<p>第V章 実現の方途</p>	<p>2</p>

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-36	「第Ⅴ章 実現の方途」において、市民の力でまちづくりを進め、市はそれを積極的に支援しているが、専門家や職員の派遣程度の支援では市民による自主的なまちづくりは極めて困難。住民＝市民と市との協働で行うなど、1歩も2歩も踏み込んだ市のサポートが必要だと考えます。	「第Ⅴ章 実現の方途」において、市民の力でまちづくりを進めるとあるが、市は専門家や職員の派遣程度の支援だけではなく、住民と市との協働など、さらなるサポートが必要だと考える。	原案では、「第Ⅱ章 都市マスタープランの基本方針」において、「地区まちづくりモデル」を新設するなど、市民の方々が協議会などをより行いやすくなるためのまちづくりのモデルとして記載しています。 また、「第Ⅴ章 実現の方途6. 実現体制の整備」の中では、地区のまちづくりを進めるにあたって、まちづくり市民団体等のほか、少人数で始めるような地区のグループに対しても市が支援を行うことができる条例の充実等についての検討、市民団体と行政が協力したまちづくりを強化するための協働システムの整備を図ることを記載しています。	第Ⅴ章 実現の方途	1
P-37	如何にマスタープランで美しい事を並べられようと実効ある対策を講じられなければ「絵にかいた餅」に終わってしまい、無駄な計画に終わってしまう。 従って、プランは実行(具体的な)計画でなければ意味がない。	都市マスタープランは具体的な実行計画でなければ意味がない。	「第Ⅴ章 実現の方途7. 今後の取り組み」の中では、施策化への取り組みや、都市マスタープランの進行管理を記載しています。 また、各部門別の方針等については、個別計画により具体的な内容を検討し、実行をしていくこととなります。	第Ⅴ章 実現の方途	3
P-38	・マスタープランはもっともと思われるが、総花的な感がある。問題は財源。財源が不明確なら「絵に描いた餅」。プロジェクトや事業に民間の資金や能力をどういう形で使えば”より良く効率的に”実現できるかも表示すれば実践的になると思う。	実践的な都市マスタープランにするためには財源が必要。事業に対し、よりよく効率的に「民間」の資金や能力を使うことが重要。	「第Ⅴ章 実現の方途7. 今後の取り組み」の中で、「新たな財源の確保」「民間資金・活力の導入」を記載しています。 また、介護予防・健康づくりを推進するまちづくりの観点からも、元気な高齢者がボランティア活動など社会参加する場の整備は重要であると考えております。	第Ⅴ章 実現の方途	3
P-39	①市民により寄付を募る。②貢献した人に「貢献市民」を表彰し、当該物件等に掲示する。③以上を盛り上げるような運動をする。 ・市議員は市の資金を使うことばかり訴えているが、資金の調達等にも注力させるようさせる。そうすれば、もの事は効率的になると思う。 ・市の最も難しい課題が財源であれば、市長、職員、議員それぞれ知恵を出し、汗を流し集めて欲しい。	原案が実現されるための財源確保の手段として、寄付や市民の貢献を募る手法など、様々な方法を検討するべきである。	「第Ⅴ章 実現の方途7. 今後の取り組み」の中で、「新たな財源の確保」「民間資金・活力の導入」を記載しています。 今後の参考意見とさせていただきます。	第Ⅴ章 実現の方途	1
P-40	・街づくりに対する公益信託の積極的活用 公益信託を活用し、鎌倉らしい市街地形成に重要な役割をはたしている家屋(空家あるいは独居老人宅など)を、短期的な(数日～1週間～1か月程度の)観光宿泊施設として有効利用し、もって市外に流れている観光客を鎌倉に取り込む方策を企画し、推進することを提案します。 鎌倉は首都圏の日帰観光の場としてなっているが、観光客に提供できる宿泊施設が少ないために、中部圏や近畿圏などからの宿泊型観光客や海外からのバカンス利用型観光客の集客が見劣りする。 他方、高齢化が進み、空き家や独居老人宅が増加しているが、敷地再分割による建売住宅で鎌倉らしさは減少する傾向が続き、有効利用とされる飲食施設も飽和傾向にあると推察する。 公益法人等の組織が、公益信託の枠組みで空き家等を所有者から受託し、改造の上、滞在型の宿泊施設として利用し、収益金を受託者に配当するとともに、余剰金を街づくりに役立てる施策を展開されることを期待します。	空き家等の活用として、滞在型の宿泊施設として利用することを提案する。財源の確保は、公益信託の活用を提案する。	まちづくりに対する公益信託の活用についてのご意見は、「第Ⅴ章 実現の方途」の中に、「まちづくり公益信託の創設の可能性検討」の際の、具体的な活用方法としてのご意見として承りました。	第Ⅴ章 実現の方途	1

意見番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する部門	意見内容
P-41	都市施設・公共施設マネジメントの導入 老朽化による施設について更地化と土地の仮利用(短期)による収益の模索を提案します。そして今後さらなる開発に向けての開発用地確保を提案いたします。	老朽化による施設について、更地化し土地の仮利用(短期)による収益を図ること、今後の開発用地確保を提案する。	ご意見内容は、「第Ⅴ章 実現の方途 7. 今後の取り組み」の中で、「まちづくり公益信託の創設の可能性検討」として記載しています。 なお、今後の新たな財源確保のための具体的な手法のご意見とさせていただきます。	第Ⅴ章 実現の方途	1
P-42	かぶっている部分が多い事から、ページ数が多すぎる。また、表現等に問題がある箇所があり、市民に正確に理解してもらえる様に、校正、編集の再考を求めたい。(約 80 ページ)	内容の重複が多く、ページ数が多いことから、市民に正確に理解してもらえるよう分かりやすい編集等を求める。	都市マスタープランの内容について、市民の皆様の理解を深めていただけるように、丁寧に周知を図っていきたくと考えています。 重複する部分については、基本方針を部門別、地域別に反映させるなど、都市マスタープランの構成が階層的になっているため、関係する項目が複数の項目にわたって記載されています。 また、関係する部分を抜き出しても、関連が分かるようになっています。	その他	3
P-43	市民から意見を聴く制度が「アライバイ作り」との批判を受けたい方法を総合的に検討されたい。	市民から意見を聴く制度が「アライバイ作り」との批判を受けたい方法を総合的に検討されたい。	パブリックコメントは計画中の案について、市民の皆様から広く意見を募集し、計画に反映させるために実施するものです。 効果的なパブリックコメントの実施方法については、パブリックコメントの担当課に相談し、今後もより広く市民の皆様のご意見をお聴きするための工夫を検討していきます。	その他	5
P-44	今回の意見募集の対象となる掲題増補版は 23 頁のカラー頁を含む 159 頁にのぼる大部なもので、それを市民に公開する方法としては、そのハードコピーの印刷物は一般市民には希望があっても配布せず、原則として市ホームページに掲載された前文のPCによる閲覧を求める形をとり、そのPC 閲覧になじめない市民のためか担当課窓口でハードコピーをその場での閲覧を条件に若干部備付ける形をとっている。もちろん 3 階の情報公開室においても、1 部に限り備付けられた資料の当室内での閲覧は可能で、また、そのコピーをとること(有料:本件の場合は 1 部 3200 円程度)は許されている。鎌倉市の各部署が市民意見を公式に求める場合でも対象素材について、いつもこのような公開方法がとられることが多く今回に限ったことではないが、市民に対しちょっと不親切ではないのか。藤沢市の場合を調べてみると、市民の意見を公式に求める場合には、少なくとも常時 5 部以上、配付可能な資料として、本庁入り口の状差しおよび各窓口配布する由である。今回のマスタープラン増補版は、いわば 15 年前から始まったマスタープランづくりの成果を集大成したため 159 頁の大部となったと理解する。それはそれで、ここまで纏めた担当課の努力は多とするが、市民に意見を求める素材としてそのまま使用することには疑問なしとしない。その素材としては、最近の環境変化への対応として見直しを強調しなければならぬ主要な課題、それに対する具体的対応の箇所に焦点を絞って説明するもの、いわば増補部分についての概要/縮刷版をつくり意見を求める素材としたほうが、市民は入り易かったのではないかと。また、その際今回から導入された 11 地域別のまちづくり方針(129～150 頁)は、身近な地域ごとの問題を、判りやすいカラー地図とともに各地域をそれぞれ 2 頁の範囲でよく纏められており、その該当地域部分だけでも前以て各自治会などを通じて事前配布(比較的安いコストで可能か)しておき、居住地域ごとの意見を喚起しておく手があったのではないかと。今回の意見募集に当たって、担当課は本庁と大船の 2 か所でマス	パブリックコメント実施について、カラー版、ダイジェスト版の配付等を行い、より効果的に、広く市民意見を集める方法を工夫すべきと考える。	カラーの資料は、説明会会場、ホームページや各支所等で閲覧することができるようにしました。今後、より分かりやすくするための課題としていきます。 ダイジェスト版のご意見については、パブリックコメントでは、より理解を深めていただいた上で、ご意見を出していただきたいと考えているため、全文を公開しています。説明会の開催方法等を含め、効果的に広く市民意見を集める方法を工夫すべきのご意見については今後の参考とさせていただきます。	その他	5

意見 番号	個別意見の概要	意見の要旨	対応(見直し(案)への修正を行うもの…★)	関連する 部門	意見 内容
	<p>タープランの説明会を催し市民との接触を図った。そのこと自体は結構なこととおもうが、委員を除く一般市民の参加者はそれぞれ2名という低調さと聞いている。鎌倉市の将来像を決める重要なプランであればあるほど、市民側の面倒な負担を軽減し市民の関心を湧きたてるようなコミュニケーション上の工夫をすべきで、かかる配慮なくして市民との真の協働は成立しないだろう。以上</p>				
P-45	<p>大船中学校について、相模の国鎌倉郡大船町の時の戦時中、強制的に日本海軍が没収した土地である。未だに国の所有であるのは、問題である。鎌倉市は、国に対し、返還を強く求めるべきである。</p>	<p>市は、大船中学校の土地の所有者である国に対し、市への返還を強く求めるべきである。</p>	<p>頂いたご意見は、「鎌倉市都市マスタープラン(原案)」の内容に直接関係をするものではないと考えております。このため、ご意見を関係課へ伝えさせていただきます。</p>	その他	7
P-46	<p>モノレールと並行している跨線橋(小袋谷～台)の歩道の早期完成(片側だけでも!)とその路線から鎌倉武道館に向う道路の開放を望む。</p>	<p>腰越大船線の大船立体の早期歩道整備及び鎌倉武道館への道路を利用できるようにして欲しい。</p>	<p>ご意見を頂いた道路腰越大船線は、整備主体である神奈川県が平成28年度中の供用を目指して現在事業の実施中です。 ご意見を、県の担当部署に伝えさせていただきます。</p>	その他	7